

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）
- 二 測量の地域 奈良県全域
- 三 測量の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで